

津島市上下水道事業営業関連業務委託 公募型プロポーザル実施要領

津島市では、上下水道事業営業関連業務の効率化と水道等使用者へのサービスの向上、ならびに収納率の向上等、上下水道事業の健全経営化等を図るため、技術・ノウハウ等を持つ民間事業者に業務を委託するに当たり、令和2年4月1日以降の受託事業者を募集する。

受託事業者の選考は、公募型プロポーザル方式により実施することとし、受託事業者から提出された書類や業務提案書から、受託事業者のサービス提供の姿勢、技術及び体制、セキュリティポリシー、倫理性の確保、創造力等を審査し、最適な受託事業者を選定する。

津島市上下水道事業営業関連業務委託の概要及びプロポーザルの手続き等については、以下のとおりとする。

1 委託業務概要

(1) 委託業務の名称

津島市上下水道事業営業関連業務

(2) 委託業務の範囲（詳細は別添「津島市上下水道事業営業関連業務委託仕様書」のとおり）

- ① 受付業務
- ② 検針業務
- ③ 開閉栓業務
- ④ 水道メーター管理業務
- ⑤ 水道料金、下水道使用料、コミュニティ・プラント使用料（以下「水道料金等」という。）計算業務
- ⑥ 水道料金等収納業務
- ⑦ 水道料金等精算業務
- ⑧ 水道料金等滞納整理業務
- ⑨ 水道料金等計算システム処理業務
- ⑩ 予算及び決算補助業務
- ⑪ 前各号に掲げる業務に付随する業務

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

※ 契約締結の日から令和2年3月31日までは準備（引継ぎ）期間とし、受託者は自己の負担と責任において業務委託の準備（引継ぎ）を行うものとする。

(4) 委託料限度額

5年間で250,800,000円（債務負担行為の限度額）を限度とする。

この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。また、提案見積金額は、上記の限度額を超えてはならないものとする。

2 プロポーザル実施方法（受託候補者等の選考）

(1) 選考委員会の設置

提案を審査し、受託候補者を選考するため、津島市上下水道部プロポーザル選考委員会要綱に基づき、上下水道部プロポーザル選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(2) 受託候補者の選考

受託候補者の決定にあたっては、上下水道事業営業関連業務に係るプロポーザル評価基準(以下「評価基準」という。)に基づき、委員会において、提案内容を公平かつ客観的に評価し、評価の高い事業者から順に受託候補者及び次点候補者を選考する。

(3) 実施日程(予定)

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施する。

内容	日程
1. プロポーザル選考委員会の開催	令和元年10月18日(金)
2. 業者選定実施公告	令和元年10月25日(金)
3. 質問事項の提出期限 (質問は、書面による郵送、持参、FAX 又は 電子メールで提出)	令和元年11月11日(月)
4. 質問事項の回答	令和元年11月13日(水)
5. 参加申込書の提出期限	令和元年11月14日(木)
6. 参加資格審査結果の通知	令和元年11月19日(火)
7. 業務提案書等の提出期限	令和元年12月13日(金)
8. 書面審査の結果通知	令和元年12月20日(金)
9. 業務提案のプレゼンテーション審査	令和元年12月24日(火)
10. 候補者の選考	令和元年12月24日(火)
11. 候補者の選定結果の公表及び通知	令和2年1月6日(月)
12. 委託契約の締結	令和2年1月下旬
13. 業務委託開始	令和2年4月1日(水)

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成31年4月1日を起算日として、過去5年間において、本市と同規模以上の地方自治体の上下水道事業営業関連業務を受託、又は当該業務を完了した実績がある者であること。
- (2) 平成30・31年度津島市入札参加資格審査申請要領に基づき、「役務の提供等」のうち、「上・下水道料金検針・徴収」の業種に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の

決定を受けている者を除く。) でないこと。

- (5) 津島市指名停止取扱要領に基づき、指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月19日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結）又は津島市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成19年9月1日施行）に基づく排除措置を受けている者でないこと。

4 募集内容

津島市公告式条例(昭和25年津島市条例第45号)第2条第2項に規定する掲示場及び津島市公式ホームページにおいて公表するほか、下記11の担当部局において、実施要領、仕様書を配布する。

5 参加申込

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるところにより、参加の意思表示を行い、参加資格の確認を受けるものとする。

(1) 提出書類

参加申込書（様式第1） 正本1部

注 同種業務実績申告書（別紙1）及び誓約書（別紙2）を添付すること。

(2) 提出方法及び期限

提出先は下記11に掲げる担当部局とする。

① 持参による提出 令和元年11月14日（木）17時まで

② 郵送による提出 令和元年11月14日（木）17時までに必着のこと。

なお、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(3) 参加資格の確認

参加申込書を提出した者の参加資格を確認し、その結果を令和元年11月19日（火）に参加資格審査結果通知書（様式第2）により電子メールで通知する。

6 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 業務提案書等の作成に係る質問がある場合は、質問書（様式第3）により、電子メール(郵送、持参、FAX可)で、下記11に掲げる担当部局に提出すること。電子メールの場合はメール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日(西暦8桁). 会社名」を入力し、1ファイルにまとめて、下記11に掲げる担当部局に送信すること。送信にあたっては、電話で下記11の担当部局に連絡し、受信の確認を受けること。受信後、着信した旨の確認メールを返信する。

- (2) 質問期限は、令和元年11月11日（月）17時までとする。

- (3) 質問に対する回答は、令和元年11月13日（水）に、質問書のメールアドレス宛に電子メールにより送信するとともに、津島市公式ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、電話及び口頭による個別の対応を行わないものとする。

- (4) 参加申込期間内に限り、業務実施場所及び設備機器等の見学をできるものとする。見学を希望する場合は、見学希望日2日前までに、希望する日時、見学人数を書面（FAX含む）又は電子メールで申し出ること。なお、業務の都合上、希望する日時、人数での見学が不可能な場合があるので、見学の可否を希望日の前日まで

に回答するものとする。

7 業務提案書等の提出

次に掲げるところにより業務提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 業務提案書 | 正本1部、副本7部 |
| ② 見積提案書 | 正本1部、副本7部 |
| ③ 社会的取組を証明する書類 | 正本1部、副本7部 |
| ④ プレゼンテーション出席者報告書(様式第6) | 1部 |

(2) 提出方法及び期限

提出先は下記11に掲げる担当部局とする。

- ① 持参による提出 令和元年12月13日(金) 17時まで
- ② 郵送による提出 郵便書留とし、令和元年12月13日(金) 17時までに必着のこと。なお郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(3) 業務提案書の作成形態

- ① 業務提案書の記載内容は(別表)審査項目のとおり作成すること。
- ② 業務提案書の副本には、事業者名は記載しないこと。
- ③ 業務提案書等は、様式の指示があるものを除き、原則として、日本語表記、日本産業規格A4判縦置き横書き左綴りとし、文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。図及び表はA3判以内とし、文字の大きさは問わない。
- ④ 業務提案書には、表紙、目次及び頁番号を付けて提出しなければならない。
- ⑤ 業務提案書の表紙には「津島市上下水道事業営業関連業務委託」と記載し、正本には事業者名及び提出日を、副本には提出日及び通し番号を記入すること。

(4) 社会的取組を証明する書類の作成形態

社会的取組を証明する書類の様式は任意の様式とし、業務提案書の中に一緒に綴じ込んで提出すること。

(5) 見積提案書の作成形態

次に掲げるところにより見積提案書を作成し、業務提案書の中に一緒に綴じ込んで提出すること。

- ① 見積金額は、消費税等を含んだ金額で記入し、括弧書きで消費税等相当額を併記すること。
- ② 見積提案金額の内訳を添付すること。
- ③ 見積書の書式は規定しないものとする。
- ④ 提案見積金額は参考であり、契約金額と必ずしも一致するものではない。

(6) その他

- ① 提出されたすべての書類は、返却しない。
- ② 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

- ⑤ 業務提案書等の提出は1者につき1案とする。
- ⑥ 情報公開請求があった場合は、原則公開する。

8 審査及び評価の基準

本要領及び仕様書に基づき提出された業務提案書等について、委員会が審査する。

(1) 書面審査

① 委員は提出された業務提案書等に基づき、審査項目ごとに採点し、各審査項目の合計得点の高い3者（参加者が3者を超えない場合はすべての参加者）をプレゼンテーション審査の対象とする。ただし、合計得点が総配点の6割に満たない者は、候補者とししない。また、合計点が同点となる者があるときは、委員会の協議により順位を決定する。

② 審査結果の通知

令和元年12月20日（金）に書面審査を行ったすべての参加者に対して、書面審査結果通知書（様式第4）により、電子メール及び郵送で通知する。

(2) プレゼンテーション審査

書面審査を通過した者に対して、プレゼンテーション審査を行い、各審査項目の合計得点の最も高い者を受託候補者とし、2番目に高い者を次点候補者とする。最も高い合計点が同点の場合は、最低見積金額提示者を受託候補者とする。

① 実施日時

令和元年12月24日（火）

・時刻及び場所については、書面審査を通過した者に対して、電子メール及び郵送で令和元年12月20日（金）に通知する。

② 時間配分

- ・入室・機器設営等 5分程度
- ・プレゼンテーション 15分程度
- ・ヒアリング 15分程度
- ・機器撤収・退室・採点 20分程度

③ 実施方法

- ・プレゼンテーションは、自由形式とする。
- ・審査は、業務提案書の受理順に行う。
- ・プレゼンテーションソフト等を使用する場合は、使用機器等を参加者において準備すること。なお、スクリーンは既設設備を使用すること。
- ・原則として、追加資料の配付は、認めないものとする。
- ・参加事業者が判明するもの（服装、名札等を含む。）は除くこと。

④ 出席者

出席者は5人以内とし、業務提案書等提出時にプレゼンテーション出席者報告書（様式第6）により提出するものとする。

⑤ 審査結果の通知

令和2年1月6日（月）にプレゼンテーション審査を行ったすべての参加者に対して、プレゼンテーション審査結果通知書（様式第5）により、電子メール及

び郵送で通知するとともに、受託候補者の選定結果を津島市公式ホームページにおいて公表する。

⑥ 審査結果に対する問い合わせ

審査結果の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由についての説明を書面で求めることができる。

(3) 審査項目及び評価基準

書面審査及びプレゼンテーション審査において使用する審査項目及び評価基準は、(別表)のとおりとする。

9 契約の締結

審査結果により受託候補者となった者から見積書の徴収を行い、その見積金額が予定価格の範囲内であった場合は、業務提案に基づく業務の仕様について協議の上、津島市財務規則(平成元年津島市規則第11号)に基づき契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が次のいずれかに該当する場合は、次点候補者を契約の相手方とし、協議を行うものとする。

(1) 随意契約に応じない場合

(2) 下記10(3)に掲げる失格事項に該当することとなった場合

10 その他

(1) 費用負担

提出書類の作成及び提出その他プロポーザルの参加に係る費用は、参加者の負担とする。緊急その他やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないと認めた場合において、プロポーザルを休止し、若しくは中止し、又は実施を取り消したときは、その参加に要した費用を市に請求することはできない。

(2) 参加辞退の手続

プロポーザルへの参加申込又は業務提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに、下記11に掲げる担当部局に、任意様式の書面によりその旨を申し出るものとする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その参加者を失格とし、書面により当該参加者に通知するものとする。

① 参加資格要件を満たさなくなったとき

② 提出書類に虚偽の記載があったとき

③ 提出期限、提出場所、提出方法、作成方法その他の条件に適合しない書類の提出があったとき

④ 選考に影響を与えるおそれのある不誠実な行為を行ったとき

⑤ プレゼンテーションを欠席した場合

⑥ 見積提案額が上記1(4)に掲げる委託料限度額を超えたとき

(4) 著作権等の権利

業務提案書等の著作権は、その作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に選定された者の作成した業務提案書等は、市が必要と認めたときは、あら

かじめ作成者に通知して、その全部又は一部を無償で複製、転記、転写その他の使用をすることができるものとする。

(5) 異議申立て

プロポーザルに参加した者は、当該プロポーザルの実施後において、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 担当部局（書類提出先及び問合せ先）

津島市上下水道部管理課

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地

電話 0567-55-9728(直通)

FAX 0567-25-8660

E-Mail suido_kanri@city.tsushima.lg.jp

別表

審査項目		評価基準	配点	
	会社概要及び財務状況	経営規模	資本金、本社及び中部圏内支店の所在、業務の内容及び社歴より経営規模を評価する	10 点
		財務状況	直近 2 ヶ年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書より当期純利益を評価する	
		賠償保険加入証明書	賠償保険加入証明書（業務上に発生した損害を保証するために企業が加入する保険）の有無を評価する	
書面審査	受託実績		津島市の「上下水道事業営業関連業務委託」と同様の受託実績をどの程度有しているか。	10 点
	社会的取組		社会的価値の実現に資する取組があるか。	10 点
	業務実施体制	業務責任者及び業務従事者等の配置計画	業務の円滑な遂行のために必要な人員配置と実施体制等が具体的に示され、十分なものか。	40 点
業務責任者及び業務従事者の実務経験が明記され、業務遂行に十分なものか。				
業務引継		受託後、遅滞すること無く、安定した業務移行できるか。		
業務従事者の教育計画		業務従事者の能力向上に寄与する教育方針と具体的な教育計画が立案されているか。		
書面審査・プレゼンテーション審査	業務実施方法	受付業務	業務に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	100 点
			業務改善に対する積極的な姿勢及び知識や業務ノウハウを活かした提案が示されているか。	
	検針業務	開閉栓業務	業務に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	
			業務改善に対する積極的な姿勢及び知識や業務ノウハウを活かした提案が示されているか。	
			業務に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	

	水道メーター管理業務	業務に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	
	水道料金等計算業務	業務に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	
	水道料金等収納業務	業務に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	
		業務改善に対する積極的な姿勢及び知識や業務ノウハウを活かした提案が示されているか。	
	水道料金等精算業務	業務に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	
		業務改善に対する積極的な姿勢及び知識や業務ノウハウを活かした提案が示されているか。	
	水道料金等滞納整理業務	業務に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	
		業務改善に対する積極的な姿勢及び知識や業務ノウハウを活かした提案が示されているか。	
	水道料金等計算システム処理業務	業務に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	
	予算及び決算補助業務	業務に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	
	その他業務	苦情・トラブルの対応に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	
		欠員に対する応援体制に対する考え方、取り組み姿勢が明確になっているか。	
	個人情報等管理	個人情報等の管理体制は適切か。	20 点
		業務従事者に対し、情報セキュリティに関する指導、研修をどのように行うか。	
		個人情報漏えい事象発生時における対応策、対応方法について、具体的で十分な提案がされているか。	
	危機管理	災害等発生における業務遂行、対応方法について、具体的で十分な提案がされているか。	20 点

		災害等が発生した場合の、津島市上下水道事業に対する支援の考え方が示されているか。	
	効率化	コスト削減に対する積極的な姿勢及び具体的かつ現実的な方法が示されているか。	20 点
	その他業務提案	各業務提案以外で、業務の改善や効率化、お客様サービスの向上のためにどのような提案がされているか。	40 点
小計			270 点
書面審査	業務見積書及び見積内訳書	適正な見積額が示されているか。 ※見積額（税込）が委託料限度額を超過している場合は失格とする。 ※当該提案価格が、平均提案価格の7割を下回る場合は除外して、その他提案見積から最低提案価格を決定する。	30 点
合計			300 点

(宛先) 津 島 市 長

申込者 所在地
名 称
代表者職氏名

㊟

参 加 申 込 書

津島市上下水道事業営業関連業務委託に係るプロポーザルに参加したいので、下記のとおり申し込みします。

記

1 業 務 名 津島市上下水道事業営業関連業務委託

2 津島市入札参加資格

取扱内容（細分類）	業者登録番号
上・下水道料金検針・徴収	

3 類似業務の実績

別紙1 同種業務実績申告書のとおり

4 参加資格を有することの誓約

別紙2 誓約書のとおり

担 当 者	所 属	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	

同種業務実績申告書

申込者 _____

番号	業務期間	発注者名	業務名	業務の概要
1	～			
2	～			
3	～			
4	～			
5	～			

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 記載する業務は、上下水道事業営業関連業務委託に関する業務であって、平成26年4月1日から平成31年3月31日までに受注、又は、完了したものとする。
3. 行が足りない場合は、追加するものとする。

誓 約 書

津島市上下水道事業営業関連業務委託に係るプロポーザルに参加するに当たり、申込者は、下記のいずれの者にも該当しないことを誓約します。また、誓約した事項を確認するため必要な場合は、津島市が愛知県津島警察署その他関係機関に照会することを承諾します。

記

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- 津島市指名停止取扱要領に基づき、指名停止を受けている者
- 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月19日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結）又は津島市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成19年9月1日施行）に基づく排除措置を受けている者

令和 年 月 日

申込者 所在地
名 称
代表者職氏名

印

(宛先) 津島市長

津島管水第 号
令和 年 月 日

様

津島市長 日比 一昭

参加資格審査結果通知書

令和 年 月 日付けで参加申込みのあった、津島市上下水道事業営業関連業務委託に係るプロポーザルについては、下記のとおり参加資格の審査結果を通知します。

記

- 1 業務名 津島市上下水道事業営業関連業務委託
- 2 審査結果
- 3 その他 この通知に関し不明の事項がある場合は、取扱担当にご連絡ください。

(取扱担当 津島市上下水道部管理課管理グループ

電話 0567-55-9728 FAX 0567-25-8660

メールアドレス suido_kanri@city.tsushima.lg.jp)

(宛先) 津 島 市 長

所在地

名 称

代表者職氏名

㊟

質 問 書

上下水道事業営業関連等業務委託に係るプロポーザル

質問内容	質問理由

	所 属	
	氏 名	
担当者	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4

書面審査結果通知書

津島管水第 号
令和 年 月 日

様

津島市長 印

貴社から提出された業務提案書等について、書面審査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 審査結果

2 その他

(取扱担当 津島市上下水道部管理課管理グループ

電話 0567-55-9728 FAX 0567-25-8660

メールアドレス suido_kanri@city.tsushima.lg.jp)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 5

プレゼンテーション審査結果通知書

津島管水第 号
令和 年 月 日

様

津島市長 印

貴社からなされた業務提案について、プレゼンテーション審査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 審査結果

2 その他

(取扱担当 津島市上下水道部管理課管理グループ

電話 0567-55-9728 FAX 0567-25-8660

メールアドレス suido_kanri@city.tsushima.lg.jp)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(宛先) 津 島 市 長

所在地

名 称

代表者職氏名

㊟

プレゼンテーション出席者報告書

津島市上下水道事業営業関連業務委託に係るプレゼンテーション出席者

	職氏名
1	
2	
3	
4	
5	

担当者	所 属	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。